

保証保険についての御注意とお願い

履行保証保険の制度については、受託(借受)団体の御担当者の誤認や誤解に基づいたお客様への御説明・お取扱いが依然として絶えません。
そこで、正しく御認識いただくために改めて説明します。

- 1 「保証」と名がついていますが、火災保険や自動車保険とは全く違います。
返済不能による保険事故(保証保険要領の第4)で保険金が当機構に支払われた場合、当機構に対するお客様のリース債務はなくなりますが、保険会社に対する債務(求償債務)がお客様に発生します。火災保険や自動車保険のように「保険金をもらえばなし」というわけにはいきません。お客様に代わって返済(「代位弁済」といいます。)した保険会社に、お客様は改めて返済しなければなりません。

⇒保証保険金を受け取ると同時に当機構はリース債権を保険会社に譲渡します(保険会社がお客様の新たな債権者になります。)



ペットオクの△△さん(W)

保証保険に入っているんだから無理に返済しなくていいんですよね。
保証保険を使えば、債務はチャラ(帳消し)になりますし、ね。
保険料を支払っているんだから、保証保険を使わないと、損だし。
自分でいうのもなんだけど、わたしって「やさしいね」(笑…)

これは大間違いです。

- 2 保証保険がついているからといって、審査や貸付後の債権管理を疎かにするのは「善良なる管理者の注意義務」(民法第400条)違反になります。この場合、返済不能で保険事故として保証保険金を請求しても、保険会社から「保証免責」を主張されて、保証保険金の支払を受けることができない可能性があります。

保証保険つきだから、貸付審査はテキウでいいんだ。
貸付後の管理・回収だって、そうさ。いざとなれば、保証保険金の支払を保険会社に請求すれば回収できるからな。ふふふ…(笑)



自称、ピーチボーイの〇〇さん

ブー！これも大間違い。

3 保証保険要領の第4の2の2)で、法的な保険事故要件(破産、民事再生等)以外の保険事故要件とされているもののひとつに「債務超過」があります。

債務超過とは、負債が資産を上回っている状態のことです(破産法は、「支払不能」「支払停止」と「債務超過」を破産原因にあげています。)。

法人経営でいえば、繰越欠損金の額が資本金と利益剰余金の合計額を上回って純資産がマイナスの状態のことです(個人経営では、青色申告決算書の貸借対照表で元入金マイナス(▲)の状態のことです。)

したがって、リースの御利用申請の時に債務超過の場合は、その時点で保険事故要件を充たしてしまいますので、原則として貸付けできません。ただし、資産を時価評価すれば含み益があつて実質的に資産超過の場合や、代表者(経営主)借入金を負債から除けば資産>負債の場合などは例外的に貸付けの対象になります。

※その観点からも、決算書付属の勘定科目内訳明細書を御提出いただく必要があります。



債務超過って、あまり聞かないよね。
経営的に深刻なことなんだ。覚えとこ。



たまに新聞で見かけるな。
債務超過とは資産<負債、がキーワードだな。

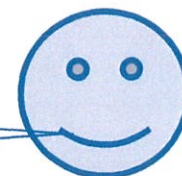
4 保証保険要領の第4の2の1)の法的破綻に基づく保険事故要件のひとつに差押通知を受けたときがあります。つい最近(平成31年3月解約)、国税の滞納で国税局から資産の差押通知を受けて返済不能となり、廃業・保険事故になった事例(肉用牛経営)がありました。

リースの御利用申請時に、税金の滞納がないことを示す納税証明書を御提出いただくのは、こうした事態を避けるためです。もちろん、公的な資金を原資にする当機構のリースですから、税金の滞納はあつてはなりません。加えて、税金の支払に窮している方が、リース料を滞りなく支払える、ということは通常考えられません。

納税証明書の御提出に御理解と御協力をお願いします。



リースの利用手続を面倒にしているだけ、
と思っていたけど、違うんだ。
納税証明書の確認、必要だね。



まあ、リースする側からみれば、決算書の確認
と同様に、“転ばぬ先の杖”ということさ。

以上

保証保険金請求の手順【1 貸付契約の解約】

借受者	転貸借受団体(JA)	借受団体(酪畜協会等)	当機構	保険会社
<p>○ 離農、廃業、破産、債務不履行</p>	<p>○ 借受団体に連絡</p> <p>○ 保証保険報告書を借受団体経由で機構に提出</p>	<p>○ 現況調書を作成して機構に借受者の状況(債務超過等)を報告</p>	<p>○ 現況調書に基づき保険事故扱いを協議(事前協議)</p> <p>○ 協議を了した日付をもって事態(離農等)発生日</p>	<p>○ 保証保険報告書を受け、債務不履行等にもなう措置(以下)を借受団体に通知(指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付契約解約日(保証保険報告書受理日) ・ 再・再々貸付契約の解約 ・ 貸付施設の精算額とその納入期限 ・ 借受者による精算額の支払と施設の買取
				<p>機構と保険会社との事前協議</p>
	<p>○ 精算額の支払(精算額)による施設の買取を配達・内容証明郵便で借受者に催告</p>	<p>經由</p>		

保証保険金請求の手順【3 債権譲渡】

借受者	転貸借受団体(JA)	借受団体(酪畜協会等)	当機構	保険会社
<p>離農、 廃業、 破産、 債務不履行</p>	<p>○機構が保険会社から保険金を受領したことを受けて、保険金の受領額を限度として借受団体に債権を譲渡</p> <p>○同時に、債権の譲渡を借受者に通知 (いずれも配達証明付き 内容証明郵便)</p>	<p>○転貸借受団体からの債権譲渡の通知を受けて同様に債権を機構に譲渡</p> <p>○同時に、債権の譲渡を借受者に通知 (いずれも配達証明付き 内容証明郵便)</p>	<p>○転貸借受団体及び借受団体から、各々の債権譲渡契約書等の提出を受けて、受領した保険金の額を限度に保険会社に債権を譲渡</p> <p>○保険会社に債権を譲渡したことを借受者に通知 (いずれも配達証明付き 内容証明郵便)</p>	<p>○保険金の支払(代位弁済)と見返りに借受者に対する債権(求償権=譲渡債権)を取得</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">借受者に対する求償権 の行使による債権回収</p>